

令和6年度 場所：梅ヶ丘公園の給水栓

採水日		4月2日	5月14日	6月4日	7月17日	8月7日							
水温		15.2	20.3	21.0	25.8	30.5							
No.	水質検査項目	水質基準値											
健康 関連項目	細菌	1 一般細菌 集落数	100個/mL以下	0	0	0	0	0					
		2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず					
	無機物 金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		0.0003未満				0.0003未満				
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		0.00005未満				0.00005未満				
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満				
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満				
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満				
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		0.002未満				0.002未満				
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満				
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満				
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.80	0.52	0.76	0.64	0.68					
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		0.08			0.11					
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		0.06			0.05						
一般有機物	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下		0.0002未満			0.0002未満						
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0.002未満			0.002未満						
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		0.002未満			0.002未満						
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0.001未満			0.001未満						
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満						
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満						
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満						
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下		0.06未満			0.07					
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		0.002未満			0.002未満					
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下		0.006			0.020					
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.002			0.002					
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		0.002			0.003					
		26 臭素酸	0.01mg/L以下		0.001未満			0.001未満					
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		0.012			0.032					
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.004			0.009					
		29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		0.004			0.009					
		30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		0.001未満			0.001未満					
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		0.004未満			0.004未満					
生活上 支障 関連項目	着色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満			0.005未満						
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		0.03			0.04						
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満						
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下		0.005未満			0.005未満						
	味	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	11.6			14.2						
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満						
	38 塩化物イオン	200mg/L以下	10.5	10.8	9.4	7.7	13.5						
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	36.0	39.4	35.9	25.2	53.8						
	40 蒸発残留物	500mg/L以下		111			130						
	泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		0.02未満			0.02未満					
	カビ	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満					
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.00001未満	0.00001未満	0.00001	0.00001	0.00001						
	泡	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		0.002未満			0.002					
	臭	45 フェノール類	フェノール換算0.005mg/L以下		0.0005未満			0.0005未満					
	味	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3	0.4	0.5	0.5	0.7					
基礎的 性状	47 PH値	5.8以上～8.6以下	7.5	7.6	7.5	7.5	7.7						
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
50 色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満							
51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満							
残留塩素		mg/L	0.50	0.50	0.50	0.50	0.35						

※水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)「上記水質項目については、水質基準に適合する。」
 ※水質の基準値は、水道により供給される水について適用されます。
 ※水質基準は、水道法に定められた数値です。物質毎に定量下限値(分析により定量できる最小の値)は異なります。
 ※0.01未満という表示は、水質検査の精度を0.01に定めて分析をした結果、検出しないということです。

令和6年度 場所：湯の谷西公園の給水栓

		採水日	4月2日	5月14日	6月4日	7月17日	8月7日									
		水温	16.0	20.7	22.0	26.3	31.0									
No.	水質検査項目	水質基準値														
健康 関連項目	細菌	1 一般細菌 集落数	100個/mL以下	0	0	0	0	0								
		2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
		3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		0.0003未満				0.0003未満							
	無機物 金属	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		0.00005未満				0.00005未満							
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満							
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満							
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満							
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		0.002未満				0.002未満							
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満							
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満							
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.74	0.36	0.54	0.58	0.44								
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		0.08				0.10							
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		0.03				0.03							
一般有機物	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下		0.0002未満				0.0002未満								
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		0.002未満				0.002未満								
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		0.002未満				0.002未満								
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		0.001未満				0.001未満								
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満								
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満								
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満								
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下		0.13				0.41							
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		0.002未満				0.002未満							
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下		0.012				0.021							
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.002未満				0.008							
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		0.003				0.005							
		26 臭素酸	0.01mg/L以下		0.001未満				0.001未満							
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		0.022				0.039							
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		0.003				0.006							
		29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		0.007				0.013							
		30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		0.001未満				0.001未満							
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		0.004未満				0.004未満							
生活上 支障 関連項目	着色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		0.005未満			0.005未満								
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		0.03			0.03								
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満								
	味 色 泡 カビ 泡 臭 味 基 礎 的 性 状	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下		0.005未満				0.005未満							
		36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		11.2				13.7							
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満							
		38 塩化物イオン	200mg/L以下	13.4	13.0	13.7	10.2	14.4								
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	41.1	45.0	44.8	29.1	54.6								
		40 蒸発残留物	500mg/L以下		101			117								
		41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		0.02未満				0.02未満							
		42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.00001未満	0.00001	0.00001	0.00001	0.00001	0.00001							
		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.00001未満	0.00001	0.00001	0.00001	0.00001	0.00001							
		44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		0.002未満				0.002未満							
		45 フェノール類	フェノール換算0.005mg/L以下		0.0005未満				0.0005未満							
		46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.5	0.6	0.8	0.6	0.8								
47 PH値	5.8以上～8.6以下	7.3	7.3	7.2	7.3	7.4										
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし									
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし									
50 色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満									
51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満									
残留塩素		mg/L	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50									

※水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)「上記水質項目については、水質基準に適合する。」
 ※水質の基準値は、水道により供給される水について適用されます。
 ※水質基準は、水道法に定められた数値です。物質毎に定量下限値(分析により定量できる最小の値)は異なります。
 ※0.01未満という表示は、水質検査の精度を0.01に定めて分析をした結果、検出しないということです。